

当薬局は医療DX 推進体制整備加算を算定しています。

●当薬局は医療DX 推進に係る体制として別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、医療DX 推進体制整備加算を算定しています。

- (1) 電子情報処理組織の使用による請求を行っています。
- (2) 電子資格確認を行う体制を有しています。
- (3) 保険薬剤師が、電子資格確認の仕組みを利用して取得した診療情報を閲覧又は活用し、調剤できる体制を有しています。
- (4) 電磁的記録をもって作成された処方箋を受け付ける体制を有しています。
- (5) 電磁的記録による調剤録及び薬剤服用歴の管理の体制を有しています。
- (6) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています(令和8年6月～)。
- (7) マイナポータルの医療情報に基づき、患者からの健康管理に関する相談に応じる体制を有しています。
- (8) マイナンバーカードの健康保険証利用について、実績[※]を一定程度有しています。

※利用率に応じた点数を算定

訪問薬剤管理指導のご案内

在宅療養中で通院が困難な場合、ご自宅を訪問し薬剤服薬指導および管理のお手伝いをさせていただきます（医師の了解と指示が必要です）

在宅患者訪問薬剤管理指導料 （医療保険）

同一建物居住者が2～9名	320点
同一建物居住者10名以上	290点
同一建物居住者以外	650点
オンライン	59点

居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 （介護保険）

同一建物居住者が2～9名	379単位
同一建物居住者10名以上	342単位
同一建物居住者以外	518単位
オンライン	46単位

1点又は単位＝10円。計算例）10点＝100円（3割負担の方は30円、1割負担の方は10円の負担です）

自己負担率、同一建物の居住人数等で料金が異なります。

麻薬の必要な場合は100円が加算されます（月4回まで）。

北海道知事指定介護保険事業所
保険調剤いちご薬局もえれ店

番号 第0140343039号

薬局の管理及び運営に関する事項

許可番号・年月日	薬局開設許可証(別掲)を参照
有効期間・所在地	
勤務薬剤師が行う業務	処方箋に基づく調剤、一般用医薬品販売、等
取扱一般用医薬品区分	要指導・第一類・指定第2類・第二類・第三類医薬品
勤務者区別	薬剤師: 白衣。名札に氏名及び薬剤師と記載 事務: 色付き医務衣。名札に氏名記載
開局時間	火・金 9:00~19:00 土 9:00~12:00 月・水・木 9:00~17:00 休局: 日・祝日
緊急・時間外連絡先	080-2872-6361

かかりつけ薬剤師指導料(薬剤師包括管理料)について

- 当薬局は、かかりつけ薬剤師によるお薬の一元管理を行う体制を整えております。

【かかりつけ薬剤師指導料】

(処方せんの受付1回につき)

- ・76点(自己負担例 1割負担で80円程度)
- (代理薬剤師の場合、59点(1割負担で60円程度))

【薬剤師包括管理料】

(処方せんの受付1回につき)

- ・291点(自己負担例 1割負担で300円程度)

担当薬剤師を指名してください。
同意書に署名していただくことで、次回から専任のかかりつけ薬剤師が
担当いたします。
お薬のこと、担当薬剤師にいつでも相談できます。

服薬管理指導料について

●当薬局は、個々の患者さんに対して服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、必要な薬学的管理を行い、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、調剤の都度、薬剤の服用及び保管の取扱いの注意に関して、必要な指導を行います。
また、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。

(処方せんの受付1回につき)

- ① 3カ月以内に再来局 かつ 手帳による情報提供あり 45点(自己負担例(1割負担で50円程度))
- ② ①または③以外 59点(自己負担例(1割負担で60円程度円))
- ③ 特別養護老人ホーム入所者 45点(自己負担例(1割負担で50円程度))
- ④ 通信機器での服薬指導 45または59点(自己負担例(1割負担で50または60円程度))

後発医薬品調剤体制加算について

- 当薬局では後発医薬品調剤体制加算3（30点）を算定し、後発医薬品の調剤を積極的に行います。

当薬局では医療費をおさえ、お薬代の負担が軽くなるジェネリック医薬品の調剤を積極的に行っています。

ジェネリック医薬品に変更を希望される方は薬剤師にご相談ください。

時間外・休日等の対応について

当薬局は下記の時間帯において受付・調剤した場合「夜間・休日等加算」の算定対象となります。負担金は負担割合により40～120円となります。
また、休局日に臨時対応を行った際は、休日加算等が加算される場合があります。お問い合わせは受付事務または薬剤師までお願いいたします。

- ・ 平日19：00以降
- ・ 土曜13時以降
- ・ 日曜、祝日

休日の調剤について

ゴールデンウィークや年末年始など、休日当番（地域医療体制確保のための開局）による処方せん受け付けは平日受付の140%加算料金となりますのでご了承ください。

要指導医薬品および一般用医薬品の販売に関する事項

	要指導 医薬品	一般用医薬品			
		第1類	指定第2類	第2類	第3類
説明	安全性調査期間中の医薬品。厚生労働大臣が指定する医薬品。	特にリスクの高い 医薬品	リスクが比較的 高く、特に注意を要 する医薬品	リスクが比較的 高い医薬品	リスクが比較的 低い医薬品
対応職員	薬剤師（薬剤師不在時は販売不可）		薬剤師又は登録販売者		
情報提供	書面を用いて、適正使用のために必要な情報提供を行います。		服用指導による情報提供を受けてください。		

安全に使用していただくための情報収集にご協力ください。

医薬品による健康被害の 救済制度について	独立法人 医薬品医療機器総合機構救済制度相談窓 口 0120-149-931
-------------------------	---

当薬局では以下の指定を受けています。

- ・生活保護法指定薬局
- ・障がい者自立支援法指定薬局
- ・労災指定薬局
- ・中国残留邦人等支援法指定薬局
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律指定薬局
- ・結核予防法指定薬局

個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたしております。ご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への交付も含めて、明細書の交付希望されない場合は事前に申し出て下さい。

保険外費用について

当薬局では、以下の項目について、その使用量、利用回数に応じた実費の負担をお願いしています。

外来服薬支援料の際のお薬カレンダー	¥100/個
希望に基づく一包化*	¥340/週

*については、治療上の必要性がなく、治療上問題がない場合に限りです

◆ 個人情報の取り扱いについて

1. 個人情報の利用目的について

当薬局は、患者様の個人情報を下記の利用目的に必要な範囲で 利用させていただきます。

(1) 当薬局における利用目的の範囲

- ① 当薬局における調剤サービスの提供
- ② 医薬品を安全に使用していただくために必要な事項の把握
- ③ 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との必要な連携時
- ④ 病院、診療所等からの照会への回答
- ⑤ ご家族等への薬に関する説明
- ⑥ 医療保険事務等
- ⑦ 薬剤師賠償責任保険等に係る保険会社への相談または届出等
- ⑧ 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ⑨ 当薬局内で行う症例研究、当薬局内で行う薬学生の薬局実務実習
- ⑩ 外部監査機関への情報提供

(2) 上記のほか、あらかじめご本人に同意を得た場合は、その利用目的の範囲

(3) 個人情報の保護に関する法律、その他法令により例外として取り扱うことが認められている範囲

2. 個人情報の開示、訂正・追加・削除、利用停止等について

当社は、個人情報の開示、訂正・追加・削除、利用停止等のお申し出があった場合、所定の手続きに基づき 合理的な範囲で速やかに対応します。

当薬局は連携強化加算(5点)算定しています。

●災害や新興感染症発生時に対して下記の体制を整備しております。

- ・当薬局は 他の近隣保険薬局等との連携により非常時における対応につき必要な体制が整備されています。
- ・改正感染症法に基づく第二種協定指定医療機関としての指定を受けています。
- ・都道府県等の行政機関、地域の医療機関若しくは薬局又は関係団体等と適切に連携するため災害や新興感染症の発生時等における対応に係る地域の協議会又は研修等に積極的に参加いたします。
- ・災害や新興感染症の発生時等において対応可能な体制を確保しています。
(新型コロナウイルス検査キットの時間外での販売体制、等)
これに関連して、災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行います。
- ・オンライン服薬指導、一般用医薬品販売(48品目)、抗原検査キット販売の体制を整えております。

当薬局は在宅薬学総合体制加算(15点)算定しています。

●在宅患者に対する薬学的管理、指導を行う上で、下記の体制を整備しております

- ・休日、夜間における在宅業務の体制
- ・医療用麻薬の取扱い
- ・無菌製剤処理(他薬局との連携)
- ・小児在宅(医療的ケア児等)
- ・医療材料・衛生材料の取扱い
- ・高度管理医療機器の取扱い

当薬局施設基準について

当薬局は厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている「保険薬局」です。健康保険での調剤、または一般用医薬品を販売を行う薬局です。

調剤基本料1を算定しています。

- 厚生労働大臣が定める施設基準に適合しています。

地域支援体制加算（32点）算定しています。

- 当薬局では1,200品目以上の医薬品を在庫しています。
- 全国どこの処方せんでも調剤いたします。
- 薬剤服用の記録により健康被害を防ぐ対策を取っています。
- 在宅療養の患者様に対して自宅訪問が可能です。
- 休日、夜間含む開局時間外も調剤・在宅業務に対応出来る体制を整えております。
- 麻薬調剤も可能です。
- 地域活動として、地域住民への健康教室等を実施しています。
- 医療機関、他薬局と在庫状況の共有、融通をしています。
- 一般用医薬品48薬効品目、緊急避妊薬を取り扱っています。

当薬局は医療情報取得加算を算定しています

- 当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。

～令和6年11月

マイナンバーカード未利用・・・6ヶ月に1回 3点

マイナンバーカード利用・・・6ヶ月に1回 1点

令和6年12月～

オンライン資格確認体制により12ヶ月に1回 1点

指定介護予防居宅療養管理指導事業者・指定居宅療養管理指導事業者 運営規定

(事業の目的)

第1条

1. 当薬局(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、当薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - 居宅療養管理指導等に従事する保険薬剤師を配置する。
2. 管理者について
 - 常勤の管理者 1 名を配置する。但し、業務に支障がない限り、当薬局の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者の ADL や QOL に及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始除く(運営に関する事項の掲示通り)

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第6条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - 処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
 - 薬剤服用歴の管理
 - 薬剤等の居宅への配送
 - 居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - 使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - 薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - 副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ADL、QOL 等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - 使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - 麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - 病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - 患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言 ・在宅医療機器、用具、材料等の供給 ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

第7条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第9条

1. 当薬局は、社会的使命を十分認識し、従業員の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証ができる業務態勢を整備する。
2. 従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。